南大阪国際語学学校 寮規定

第１条（目的）
本規定は、南大阪国際語学学校（以下「本校」という）が管理・運営する学生寮（以下「寮」という）における秩序と安全を維持し、入寮者が快適な共同生活を送ることを目的とする。

第２条（入寮資格）
本校の学生であり、本規定を遵守する者のみが入寮できるものとする。

第３条（使用目的）
寮は学生の居住を目的とするものであり、事業・営業その他これに準ずる目的で使用してはならない。

第４条（寮費）
入寮者は入学月（4 月・10 月）から 6 か月間の寮費を事前に納め、来日 7 か月目からの寮費は該当月の前月に現金にて納めること。尚、一度納入された寮費は原則返金しない。

第５条（遵守事項）
入寮者は、以下の事項を遵守しなければならない。
１．寮内の秩序および清潔を保つこと
２．他の入寮者や近隣住民に迷惑をかけないこと
３．寮の設備・備品を大切に使用すること
４．法令および本校の定める規則を守ること

第６条（禁止事項）
入寮者は、以下の行為をしてはならない。
１．無断で第三者を宿泊させること
２．騒音・喧騒等により他の入寮者に迷惑をかける行為
３．寮内での喫煙（指定場所を除く）、賭博行為
４．火気の不適切な使用
５．寮の設備・備品の破損または改造
６．犯罪行為またはこれに準ずる行為

第 7 条（来客）
来客の滞在は午前 7 時から午後 9 時までとする。来客の宿泊は家族であっても禁止する。

第 8 条（清掃・管理）
入寮者は、自室および共用部分を清潔に保つ責任を負うものとする。また、卒業に伴い退寮する際も清潔にして明け渡さなければならない。

第 9 条（違反等での退寮）
入寮者が以下のいずれかに該当する場合、必要に応じて、口頭注意、書面による警告等の段階的措置を行うが、改善が見られない場合、本校は退寮を命ずることができる。
１．本規定に違反した場合
２．他の入寮者や近隣住民に著しく迷惑をかけた場合
３．本校の学生資格を失った場合
４．寮費を 3 か月以上滞納した場合

第 10 条（卒業での退寮）
１．卒業生は卒業する前月 20 日までに退寮届を出さなければならない。退寮は原則、卒業式の次の日までとする。ただし、退寮日を延長、または変更する場合は速やかに事務まで報告する。
２．退寮時までに原状回復をする。破損・汚れがひどい場合、また自転車などの粗大ごみ等を放置した場合、金額を請求する。

第 11 条（損害賠償）
入寮者が故意または過失により寮の設備・備品を破損した場合、修理費用等を負担するものとする。また鍵の紛失においても同様に負担するものとする。

第 12 条（緊急事態）
火災・地震等の災害時には、本校または管理者の指示に従い、速やかに避難すること。
安否確認にも積極的に協力をしなければならない。また、管理上必要がある場合、本校は入寮者の同意を得ずに居室に立ち入ることができる。

第 13 条（規定の改定）
本規定は、本校の判断により改定することができる。

第 14 条（施行）
本規定は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。なお、本規定の施行に伴い、従前の規定は廃止

する。